

令和4年度 第1回子どもにやさしいまちづくり推進会議（要約表記）

【日 時】 令和4年8月4日（木）14:00～15:30

【場 所】 豊田市青少年センター4階 交流室

【出席者】

（会場出席委員）※委員名は五十音順

筋生田 和哉（豊田市子ども代表）

板倉 小夜子（豊田市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長）

井上 香奈子（愛知県豊田加茂福祉相談センターセンター長）

大橋 一之（連合愛知豊田地域協議会代表）

釘宮 順子（NPO団体フリースペースK代表）

須藤 朋美（豊田市私立幼稚園保護者の会連合会会長）

高木 健成（名古屋法務局豊田支局総務課課長）

都築 知己（豊田市青少年健全育成推進協議会会長）

中屋 浩二（児童養護施設梅ヶ丘学園施設長）

野口 眞弓（日本赤十字豊田看護大学教授）

橋本 梨恵（豊田市PTA連絡協議会会長）

福上 道則（豊田市私立こども園）

松下 幸恵（豊田市母子保健推進員の会副会長）

山崎 隆弘（豊田市区長会理事）

（リモート出席委員）

石井 拓児（豊田市子どもの権利擁護委員代表擁護委員）

伊藤 嘉乃（豊田市こども園保護者の会）

田浦 武英（豊田市子ども会育成連絡協議会会長）

高橋 昌久（一般社団法人豊田加茂医師会副会長）

滝沢 一也（トヨタ自動車株式会社人事部海外労政室ダイバーシティ・人権グループグループ長）

竹川 和人（豊田市私立幼稚園協会市推進委員）

深谷 和義（椋山女学園大学教授）

山田 淳子（豊田市小中学校長会矢並小学校長）

和田 智司（愛知県足助警察署生活安全課課長）

（事務局）

竹内 寧（子ども部 部長）

曾我 史人（子ども部 副部長）

宇佐美 由紀（子ども部次世代育成課 課長）

渡邊 薫（子ども部次世代育成課 副課長）

矢藤 亜矢子（子ども部次世代育成課 担当長）

秋田 真由（子ども部次世代育成課 主事）

加藤 美貴子（とよた子どもの権利相談室 室長）

宮川 貴行（子ども部子ども家庭課 課長）

畔柳 隆二（子ども部保育課 課長）

山田 政則（教育委員会教育政策課 課長）

小山 幾子（教育委員会学校教育課 課長）
仲田 英成（青少年相談センター 所長）
浅井 恵（福祉部福祉総合相談課 担当長）

【欠席者】

堀米 恵（市民公募委員）
加藤 百花（市民公募委員）
藪押 光市（豊田商工会議所事務局長）
萬屋 育子（認定NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち理事）

【オブザーバー】

森 憲治（愛知県豊田警察署生活安全課課長代理）

1 開会

事務局

- ・令和4年度 第1回子どもにやさしいまちづくり推進会議を開会する。
- ・本日はZoomでの参加も可能としており、9名の委員はリモートで出席している。
- ・昨年度8月に豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議を開催して以降、各団体の役員の改選や、組織の異動などにより新しく委員になられた方々を御紹介する。該当する委員の方の委嘱状は、それぞれの机の上に置かせていただく形とする。任期については、令和5年7月28日までとしている。
- ・本日、委員28名中24名が出席、4名が御都合により欠席されている。これにより、豊田市子ども規則第19条第2項に規定する委員の半数以上の出席を満たしており、本会議が成立していることを報告させていただく。
- ・豊田市では、公正で透明性の高い市政運営を推進するため、審議会及び会議録の公開に努めている。本日の会議においても、会議及び会議録を公開していく。
- ・本日は、傍聴の方が別室の豊田市青少年センター会議室Aにて9名いらっしゃる。また、会議録は市のホームページに掲載するので、予め御了承いただきたい。

2 部長あいさつ

事務局

部長

- ・まず、子ども部長 竹内から御挨拶申し上げる。
- ・本日はお忙しい中御出席いただきありがたい。
- ・子どもや子育て世帯を取り巻く環境は、年々変化している。特に、長期化しているコロナ禍においては、教育活動の制限など子どもたちにもたらす影響への危惧や、出産・育児における孤育て等を心配する声がある。また、大人の代わりに家事や家族の世話をする「ヤングケアラー」の問題も大きく取り上げられるようになっている。
- ・国の動きとしても、6月にこども政策の司令塔となる「こども家庭庁設置法」、子どもの権利の保障を定めた「こども基本法」が成立・公布された。こうした子どもたちを取り巻く環境や国の動向をとらえ、迅速かつ的確に対応していか

なければならないと考えている。そのため、本日お集まりいただいている皆さん、また関係機関の皆さんと日ごろから情報共有をし、連携を密にしておくことが子どもに関する施策の充実、適切な実施につながると思う。引き続きお力添えをお願いしたい。

- ・子どもにやさしいまちづくり推進会議は、子ども条例に基づき子ども総合計画に関する事、子どもに関する施策の実施状況に関する事、そのほか子どもにやさしいまちづくりに関する事について審議、協議させていただく場である。広範な分野にわたる総合的な取組が必要とされることに伴い、児童福祉などの有識者の方に加え、保育・児童福祉関係者、教育関係者、保健・医療関係者、労働関係者、青少年関係者の方など、多様な方々に委員を務めていただいている。委員のみなさまには、御自身の立場でぜひ忌憚のない御意見ををお願いしたい。

3 会長あいさつ

- 事務局
- ・野口会長から皆様に御挨拶いただく。
- 会長
- ・本日は皆さんに御出席いただきありがたい。
 - ・本日は「令和3年度事業実績及び令和4年度事業推進について」が議題となっている。本会議は委員の皆さんが大変よく発言をしてくださるので、初めての委員の方もぜひ御発言いただきたい。

4 議事

(1) 第3次子ども総合計画の令和3年度事業実績及び令和4年度事業推進について（協議）

【資料1】

- 事務局
- ・これから議事に移らせていただく。議事の進行は、豊田市子ども規則第19条第1項の規定に「会長がその議長となる」とあるので、野口会長をお願いしたい。
- 会長
- ・スムーズな議事の進行に御協力をお願いしたい。また、リモートの委員の方もみえるので、御発言の際は御自身の名前を言ってから御発言いただきたい。
 - ・議事の一つ目「第3次子ども総合計画の令和3年度事業実績及び令和4年度事業推進について」事務局から報告をお願いしたい。
- 事務局
- ・まず、資料1に基づき、第3次子ども総合計画の令和3年度事業実績及び令和4年度事業推進について説明させていただく。
 - ・スライド2に本会議の位置づけについて記載させていただいている。各課で子ども総合計画に基づき事業を実施したものを、庁内会議に諮り、本会議に付議し、御意見をいただいた後に市民に公表するという仕組みになっている。
 - ・スライド3に、子ども総合計画のPDCAサイクルについて記載している。PDCAサイクルの中で、今年度は令和3年度の事業評価及び令和4年度の事業計画について付議させていただく。
 - ・続いてスライド4で、基礎事業と重点事業群の関係について説明させていただく。本計画は基本理念をトップとしてピラミッド形で構成されており、5つの取組方針に基づき、173の基礎事業がある。そしてそれとは別に、特に重点的に取り組むべき事業を取りまとめ、7つのテーマの重点事業群がある構造に

なっている。

- ・スライド5に、これらの事業推進、評価の方法について記載している。基礎事業については、「子どもにとって最善の利益となっているかどうか」という視点で事業実施及び実績管理を行っていく。また重点事業群は、横断的に成果を検証し、同じく「子どもにとって最善の利益となっているかどうか」という視点で評価をしていく。
- ・続いてスライド6で、ここから令和3年度事業実績及び令和4年度事業推進について説明する。
- ・まず、基礎事業の令和3年度事業実績について説明する。実績管理の方法としては、5つの取組方針ごとに実施状況を確認し、特に特徴的な取組を紹介した上で実施状況をまとめさせていただく。加えて、子どもの視点での事業推進の確認をしていく。
- ・スライド7で取組方針Ⅰ「子どもの権利保障」の説明をさせていただく。特徴的な取組としては、子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発研修において、大人向け啓発冊子・動画を作成し、市ホームページやYouTubeに掲載した。また、子ども家庭総合支援拠点における児童虐待への早期対応及び子育て相談・支援の事業では、児童相談所との連携ガイドラインの作成等を行った。取組方針Ⅰのまとめとしては「子どもの権利について大人にも深く理解してもらうため、新しいツールを作成し啓発を強化し、また、児童虐待への迅速かつ的確な対応のため、ガイドラインを作成した」としている。
- ・次に、スライド8・9で取組方針Ⅱ「安心して産み育てられる支援体制の充実」をまとめている。特徴的な取組としては、不妊症・不育症に関する相談・助成の事業では、所得制限の撤廃、第2子以降への助成のような要件の拡大により、助成件数が増加している。また、保育料の軽減として、令和3年度から多子軽減の対象となる兄弟の年齢制限を撤廃している。取組方針Ⅱでは「妊娠時から子育て期、社会的自立をする年齢に達するまでの全ての時期において、対応が必要な部分への支援を強化した。また、親や子ども自身の不安を軽減するために、個々の状況に合わせた情報提供や相談等の支援体制の強化を行った」とまとめている。
- ・スライド10の取組方針Ⅲ「すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり」では、特徴的な取組として公立こども園の園舎の整備をあげている。本事業では、中山こども園に仮設園舎設置したことにより受入れ定員を拡大し、コロナ対応として手洗い場の温水化を24園で実施した。また、保育士の確保と働きやすい環境の整備としては、公立こども園全園にICTを導入し、出席簿の作成、おたより等の配布、欠席・遅刻の連絡等を電子化した。取組方針Ⅲは「定員拡大やコロナ禍での良好な環境の確保に向け、施設整備を行った。また、公立こども園へのICTの導入により保護者の利便性向上、保育士の負担軽減を実施した」とまとめている。
- ・スライド11では取組方針Ⅳ「青少年の健全育成及び若者支援」をまとめている。特徴的な取組としては、子ども会議の事業において、令和3年度より活動テーマの設定・テーマに関連した市民との連携という実施方法の改善を行い、子どもたちの実践につなげることができた。また、(仮称)二十歳のつどいの実

施内容の決定と事業の推進では、若者が地域と交流し社会参加するしくみづくりに向け、話し合いを実施することができた。取組方針Ⅳのまとめは「子どもや若者が意見を表明したり活動したりできるよう、活躍の機会の創出を図った」としている。

- ・最後に、スライド12の取組方針Ⅴ「地域ぐるみによる子育て社会の創造」では、特徴的な取組として、働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組む優良事業所に対する表彰制度をあげている。本事業は、事業の浸透により令和3年度の応募件数が上がっている。また、子ども食堂支援事業では、社会福祉協議会と連携し、子ども食堂の継続的な運営確保のため子ども食堂ネットワークの立ち上げを実施した。以上のことから、取組方針Ⅴのまとめは「企業においては、関連事業の浸透により活用が増加した。また、地域の中においては、情報共有が進むしくみづくりを推進した」としている。
- ・続いて、スライド13で子どもの視点での事業推進の確認について説明する。子どもにとって最善の利益を考慮できている事業は、令和2年度に38事業だったのが令和3年度に49事業へ増加している。ただ、事業数の増加の要因については、中止していた事業の再開や対面での事業実施により、子どもの意見を聴きやすくなったことが考えられる。特に「子どもにとって最善の利益」を考慮できている事業の例としては、人権移動教室の開催のように、教室後にアンケートを実施し、その結果を反映しているというものや、適応指導教室の活動内容の充実のように、子どもからの振り返りをもとに、次の実施内容や実施方法に活かしているというものがあげられる。このように、子どもに直接的に対応する事業は特に、子どもの意見を事業に反映させるための工夫を進める必要がある。また、子どもに直接的に対応する事業でなくても、どのようにしたら子どもの視点を大切にして事業に取り組むことができるかを考える必要があるといえる。
- ・続いて、重点事業群の令和3年度評価及び令和4年度の推進方法について説明する。評価の方法としては、令和3年度の子どもを取り巻く状況の確認をしつつ、状況を踏まえた重点事業群ごとの令和3年度の評価及び令和4年度の方向性の確認を行う。
- ・スライド15を御覧いただきたい。こども施策に関する国の動きとしては、令和3年12月21日に閣議決定された基本方針に基づき、令和5年4月1日にはこども家庭庁の設置、こども基本法の施行が予定されている。また、「ヤングケアラ」の調査研究が国・県や他自治体で進んでいる。
- ・次に、スライド16のウィズコロナでの生活について説明する。長期化したコロナ禍により、子どもに関するマイナスの影響は引き続き多いといえる。全国的な影響としては、オミクロン株の流行により子どもへの感染が急増し、休園、休校が相次いだ。また、児童生徒の自殺者数、不登校数も増加している。また、婚姻・出産控えによる婚姻数、出生数の減少も数値が出ている。豊田市でも、多数の保育施設、学校が休園、休校となったり、母子健康手帳の交付数が減少していたりという影響が出ている。また、感染拡大防止のため乳幼児健診の受診を控える、里帰り出産ができない等の問題も出てきている。その他、現状で顕著に数値的な変化はないものの、長期化したコロナ禍で影響が出ている子ど

もや

子育て世帯もある、又は今後出る可能性があると考えられる。

- ・スライド17のように、長期化したコロナ禍でマイナスの影響が続く一方で、状況に応じた対応や工夫により前年度よりできることが増えた場面もあったといえる。例えば、令和2年度は小・中・特別支援学校を一斉臨時休校としたが、令和3年度は各学校、こども園の状況に応じて学年、学校閉鎖の対応を行った。また、一部イベント・事業の再開やリモート化、デジタル化の浸透によりできることも少しずつ増えてきた。子ども総合計画掲載事業においても、令和3年度も引き続き中止や縮小を余儀なくされた事業もあったが、状況の変化や方法の工夫により実施できるようになった事業もあった。
- ・次に、スライド18のリモート化、デジタル化の推進について説明する。公立こども園全園にICTを導入したり、学校においても1人1台タブレットが導入されたりと、子どもに関わる申請・手続きや子どもたちの生活の中でデジタル化が進行した。
- ・スライド19には、こういった現状に対する子どもたちの意見として、子ども委員に意見徴収したものを載せている。長期化したコロナ禍での生活についてとデジタル化について、それぞれプラスの意見もマイナスの意見もあったが、特にデジタル化については学校のタブレットに対する感想が多くあがった。
- ・これらを踏まえて、重点事業群ごとの令和3年度の評価及び令和4年度の方向性について説明をさせていただく。
- ・まず、スライド20の重点事業群Ⅰ「子どもの権利啓発の推進」の令和3年度評価としては、権利啓発事業の実施やリモートでも啓発できるグッズの作成等により、前年度よりも子どもの権利について市民に啓発する機会が増加した。国の動きを受け、引き続き子どもの権利を大切にしたい取組や理解促進が必要だといえる。そこで、令和4年度は、子どもの権利について理解する大人や子どもを増やすための効果的な取組の推進をすること、また子どもの権利に併せ、ヤングケアラーについても豊田市ならではの啓発手法を検討し、啓発を実施していくことを予定している。
- ・スライド21の重点事業群Ⅱ「子どもの孤困・きゅうさいプログラム」について、令和3年度は子どもたちが家庭環境に左右されず教育や社会参加機会を確保できるよう、保育料の軽減対象拡大や私立高等学校授業料補助の増額等の経済的支援、訪問型の学習支援等を実施した。また、複雑化する子育て課題に連携して対応するため、重層的支援会議を設置した。コロナ禍が長引く中で困難を抱える家庭への適切な支援ができるよう、更なる取組の推進が必要であるため、令和4年度は各地域で活動する市民との連携・共働の推進強化、経済面・相談支援面の取組の充実、重層的支援会議の活用による個に合わせた支援の実施、ヤングケアラーの支援体制構築を行っていく。
- ・続いて、スライド23の重点事業群Ⅲ「情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実」について、令和3年度は、全公立こども園へのICT（コドモン）の導入や放課後児童クラブの電子申請手続の改善など、保護者の利便性の確保をするとともに、こども園での保育の質の向上につなげる取組を実施することができた。令和4年度は、ICT導入の拡大や新機能活用、電子申込手続の簡略

化など、保護者の利便性の確保や事務効率向上に向け、情報通信技術の更なる活用を推進していく。例えば、放課後児童クラブへの ICT 試行導入などを行う予定である。

- ・スライド 2 4 の重点事業群Ⅳ「虐待防止及び対応策の強化」について、令和 3 年度は児童虐待防止や対応に向け、人員増等による体制強化に取り組むことができた。こども家庭庁設置の動きへの対応やコロナ禍での子どもの権利擁護のため、令和 4 年度はさらに虐待リスクに対応する関係機関との連携及び支援体制の充実を図る必要がある。また、ヤングケアラーの視点での支援も併せて検討していく。
- ・スライド 2 5 の重点事業群Ⅴ「待機児童対策」について、令和 3 年度については、施設整備等による定員拡大等により、こども園、放課後児童クラブ共に待機児童 0 を達成した。令和 4 年度も、安心して預けられる環境整備のための施設整備等の実施を行っていくとしており、例えば青木小、井上小、梅坪小放課後児童クラブの専用施設整備を行っている。
- ・続いて、スライド 2 6 の重点事業群Ⅵ「義務教育後の社会参加活動の促進」について、令和 3 年度はオンライン会議の活用や地域の方と関わりながらの企画運営実施により、前年度よりも若者の社会参加機会の増加、若者育成を図ることができた。また、自立に困難を抱える若者の支援については、オンライン相談を開始する等、工夫をして実施することができた。令和 4 年度は、地域と若者とのつながりづくりに向けた取組の推進強化するため、若者によるまちづくり提案事業「WAKATTE」の実施等を行っていく。
- ・最後に、スライド 2 7 の重点事業群Ⅶ「少子化への対応」について、令和 3 年度はコロナ禍で里帰りができない等の影響で増加したニーズに対応した。また、企業向けの働き方改革支援では、コロナ禍で対面での支援実施が難しくなり、リモートの活用等工夫をして実施した。令和 4 年度は、子育て不安の解消に向けた個に合わせた支援の実施、コロナ禍での支援強化、企業の働き方改革支援の推進を行っていく。例えば、子育て不安の解消に向けた支援としては、ニーズの増加している産前産後ヘルパー派遣の委託先増加を予定している。

会長
委員

- ・今の説明内容について、何か御意見・御質問等はないか。
- ・長引くコロナ禍の中では、子どもが安心して学校に行くことが大事だといえる。学級閉鎖も増え、次は自分が感染するのではないかと子どもたちはとても不安になっている。学校でのコロナ対策をした上で、様々な活動実施をする必要があると思う。

事務局

- ・学校でのコロナ対策については、基本的な 3 つの対策を徹底している。その中では、どうしても子どもたちの活動の制限につながることも多くある。給食時の黙食などでは、ずいぶん苦しい思いをさせてしまっていると感じている。安心して学校生活を行うためには一定のルールが必要であるため、なぜそのルールが必要なのかどうかを子どもたちに理解してもらうよう説明をすることを大切にしている。
- ・学級閉鎖については、どうしても今はクラスを閉じることで感染防止に努めている状況。感染が拡大してしまうと長く学校に来られないということも起き得るため、教育委員会と学校で相談して決めている。

- 会長
委員
- ・ほかに御意見・御質問等はあるか。
 - ・コロナ禍が長引き、子どもへの影響を心配している。外で運動するときはマスクを外してよいといわれても子ども自身は心配な気持ちがあったり、逆に熱中症防止でマスクを外していても上級生になぜマスクを外しているのかと聞かれたりという話を聞いた。そういったことが度重なると、いじめの問題などにつながってしまう懸念もある。マスクの付け外しの自由について、子どもたち自身が考えて判断できるようにするためにはどのようにしたらよいか、話し合える機会を子どもの人権教育とともにやれるとよいと考える。
- 事務局
会長
委員
- ・御意見として受け取る。
 - ・ほかに御意見・御質問等はあるか。
 - ・スライド13の子どもにとって最善の利益になっているかという話の中で、人権移動教室で教室後にアンケートを実施しているとあった。対象の子どもが園児などだとまだ幼く、アンケートの回答がしにくいと思うが、その点を踏まえてどのように工夫して意見を取り入れているかお聞かせ願いたい。
- 事務局
- ・人権移動教室は市民相談課が実施している事業であり、幼い子どもへのアンケートでの工夫について担当課への聞き取りができていなかった。次世代育成課事業の話ではあるが、子どもの権利学習プログラムにおいて、こども園や小学校低学年に授業をする際には子ども条例の条文を使うのではなく、やさしい言葉を用いて自分の権利と相手の権利の大切さを考えてもらうという工夫をしている。また、意見聴取についても、必要に応じて子どもの反応について担任の先生からお話をいただく方法もあると思う。今回いただいた意見については、市民相談課にもお伝えし、次世代育成課事業でもその視点を忘れずに取り組んでいきたい。
- 会長
- ・ほかに御意見・御質問等がないようなので、次の議題に移らせていただく。

(2) 令和3年度豊田市のいじめの現状と防止等に関する取組について（報告）

【資料2】

- 会長
- ・次に、「令和3年度豊田市のいじめの現状と防止等に関する取組について」を議事とする。事務局から説明をお願いする。
- 事務局
- ・令和3年度豊田市のいじめの現状と防止等に関する取組について報告させていただきます。
 - ・教育委員会の主な取組として、毎月、いじめ状況調査を行い、認知件数の把握を行っている。また、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を毎年行っている。
 - ・学校との連携については、学校からいじめの早期相談票の提出があった場合、指導主事とスクールソーシャルワーカーで構成されるいじめ事案検討会議で協議し、学校と連携して早期対応に努めている。
 - ・いじめ対応に関する教員等の研修では、講師に愛知県弁護士会の高橋直紹氏を招き、初任者研修、5年目・8年目研修の経年経験者研修で実施した。
 - ・委員会等では、弁護士・学識経験者・心理や福祉の専門家で構成される豊田市いじめ防止対策委員会を年間3回開催した。また、いじめ・不登校対策推進委

員会は、教職員の代表、心理学の専門家で構成されており、いじめ防止対策委員会と連携していじめの調査や啓発活動を行った。今年度は、いじめ問題対策委員会で独立し、「いじめ対応マニュアル（ミニマム版）『こ・れ・だ・け・は』」の更なる充実を検討している。相談支援では、いじめに対する対策やケアの充実として、学校にスクールソーシャルワーカーを派遣したり、スクールカウンセラー、心の相談員を配置したりしている。令和3年度は市の予算で配置するスクールカウンセラーが55人、県の予算で配置するスクールカウンセラーが36人であった。また、心の相談員はのべ90人となっている。パルクとよたでの臨床心理士による面接相談、「はあとラインとよた」による電話での相談も行っている。また、学習用タブレットに「先生たすけて」を入れ、子どもの悩みにいち早く気づき、対応できるようにした。

- ・各学校の取組状況としては、学校いじめ防止基本方針の見直し、アンケートや教育相談の実施、校内いじめ対策委員会の開催を行った。そのほか、各学校の実情に合わせて、情報モラルに関する授業や道徳科の授業を行った。
- ・続いて、豊田市のいじめの現状についてお話しする。
- ・いじめの認知件数の推移について、小学校におけるいじめの認知件数は令和2年度が1604件、令和3年度が1580件だった。中学校におけるいじめの認知件数は令和2年度が220件、令和3年度が259件だった。年度末収束率は、小学校・中学校ともに昨年度から下がっている。これは、いじめの行為が見られないから安易に解決と判断するのではなく、本人の状態などを把握し、慎重に解決の判断をしているためだと考えている。さらに解決後、丁寧に3か月間の見守りをしているからであるとも考えている。
- ・令和3年度に提出されたいじめの早期相談票の件数は71件であり、令和2年度と比較して増加している。これは、教育委員会と学校との連携が増えているということであり、学校がいじめ事案について危機感を持って対応しているからだと考えている。提出されたすべての案件について、学校と教育委員会で情報共有を行い、必要に応じて学校を訪問したり、本人や保護者と直接面接をしたりしている。今後、さらに学校との連携を深め、解消まで丁寧に見守っていく。

会長

- ・今の説明内容について、御意見・御質問はあるか。
- ・御意見・御質問が特にないようなので、次の話題に移らせていただく。

(3) 豊田市におけるヤングケアラー支援の検討について（情報提供）

【資料3】

会長

- ・次に、「豊田市におけるヤングケアラー支援の検討について」を議事とする。事務局から説明をお願いしたい。

事務局

- ・資料3に基づき説明させていただく。
- ・福祉総合相談課では、重層的支援体制整備事業に令和3年度から取り組み、複合的な課題のある御家庭に対し関係機関で連携を行い、福祉サービスの導入や制度のはざまの支援体制等について協議を行う体制を推進している。この中で、担当者級の定例会を設け、ヤングケアラーの支援体制の検討等を行っているため、報告させていただく。

- ・スライド2にあるように、ヤングケアラーとは、法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。
- ・国においても平成30年から検討会を設け、様々な対象者に調査を行ってきている。ヤングケアラーの実態調査は、スライド3にあるように、愛知県でも昨年度（令和3年度）11月～12月にかけて行っている。個人については、県内の公立小中高等学校のうち約2割の小5、中2、高2を対象に、約3万人の回答を得ている。学校に対しては、県内すべての公立小中高等学校、また、元ヤングケアラーの方、相談支援機関等25機関と、幅広い方に県が調査を行った。
- ・調査結果について、抜粋して御紹介したい。愛知県のホームページでも公表されているものである。スライド4のとおり、家族の中にお世話をしている人がいると回答したのは、小5が16.7%、中2が11.3%、高2の全日制が7.1%であった。ケアをしているためにできていないこととしては、自分の時間がとれない、友人と遊ぶことができない、睡眠が十分にとれない、勉強をする時間がとれないという項目に対し、1割近いお子さんができないということを感じている。健康への影響が懸念され、また勉強時間や自分の将来を考える時間、友人と遊ぶなど思春期に必要な時間をケアに費やしていると考えられる。ヤングケアラーの何が問題なのかを考える上では、子どもの権利の侵害が起きているかどうかという視点が必要である。
- ・ケアとお手伝いとでは何が違うのかを考える材料として、スライド5の、お世話をしている頻度を載せた。世話をしていると回答した人は約3800人であった。この子たちに世話をしている頻度、時間を聞いている。お世話をしている頻度については、約5割の子がほぼ毎日又は週3～5日程度行っていることがわかる。1日当たりの時間については、3～7時間未満と回答した方が約1割、平均値としては2～4時間となっているため、ケアが重責になっているのではないかと考えられる。
- ・スライド6からの質問は、回答した方全体の3万597人に聞いた内容である。自身がヤングケアラーにあてはまると思うかという質問に対し、あてはまると回答したのは小5が2.9%、中2が2.2%、高2の全日制が1.7%であった。これは、スライド4で出てきたお世話をしている人の割合と比較するととても少ない割合であり、ギャップが生まれているといえる。ヤングケアラーという言葉聞いたことがあるかという質問に対しては、約7割が聞いたことがないとしており、まだまだヤングケアラーの社会的認知度が低く、啓発に課題があると考えられる。
- ・これらの調査結果を踏まえ、スライド7のとおり愛知県が課題をまとめている。ヤングケアラーという言葉や問題の認知度が低く相談につながらない、家族のことは話したくないため相談したことがある子どもの割合が低い、家庭内の問題として表面化しにくく支援が届いていない家庭が多い、当事者の集いの場や自由に使える時間・学習サポートを希望する子どもが多いという課題がまとめられている。
- ・スライド8の、ヤングケアラー支援の方向性として、豊田市では社会的認知度

の向上、関係機関の連携、早期発見・把握、適切な支援につなぐことの4点を行っていきとしており、現在、担当者級で実施方法検討の話し合いを進めているところである。

- ・スライド9の事業計画については、現在、重層的支援会議定例会を毎月行っており、また8月・9月にはコーディネーターをお呼びしての事例検討会を予定している。ここでは、制度福祉の限界について考え、どのような支援が必要なのかを検討する予定である。支援事業の早期発見・把握については、アセスメントシートの作成、どの窓口につないだらよいかを地域の人ができるフロー図の作成などを検討する予定である。また、適切な支援としては、ヤングケアラー＝支援が必要というレッテルを貼るとお子さんを傷つけてしまう可能性があるため、お子さんと対面して気持ちを聞いたり、ヤングケアラー同士で話し合ったりする場を検討したいと考えている。

- ・全体スケジュールはスライド10のとおり。社会的認知度の向上については、ヤングケアラーが子どもの権利への対応につながるため、今年度から子どもの権利啓発事業にて学校の先生や児童生徒に啓発を行っている。また、来年度に教員向けの研修やアンケート調査ができないかを現在相談している。アセスメントシートの作成や相談窓口の整理ができれば、そのあたりも含めて今後市民の方々へ啓発していきたい。

会長
委員

- ・説明のあった件に関して御意見・御質問はあるか。

- ・虐待、ヤングケアラー、いじめに共通して、子ども自身が自分が対象であることに気づかないことがあると思う。学校や保育の現場において、教職員等から「なにかあったか、大丈夫か？」とアプローチをすることが必要だと考える。

事務局

- ・学校としては、教育相談週間など、定期的に子どもたちと対面で相談する機会をもっている。そのために事前アンケートを活用し、様子を確認しながら一人ひとりと担任が話をする時間をもち、いろいろな角度で話をするを大切にしている。また、学習用タブレットでは、先生に何か伝えたいときにタブレットを押すことで知らせることができる「先生たすけて」が導入された。子どもから先生に話を聞いてほしいと言いにいくのは難しい部分があると思うので、定期的な相談機会をつくることや、気軽にサインが出せる環境をつくることに努めていきたい。

- ・虐待の啓発については、委託でCAP (ChildAssaultPrevention) のワークショップを行っている。子ども、保護者、教職員に向けて子どもへの体罰・暴力は子どもへ悪影響を及ぼすということを伝えている。子どもたちに向けては、子ども自身が虐待を受ける可能性があることや、虐待はいけないことだと知る機会を作っている。

委員

- ・教育相談については、名簿順で呼ばれていく形になっているが、相談時間が長いとクラスの人たちに気づかれてしまう。それが嫌で自分も相談できなかったことがある。そういったことがあるため、タブレットやICTの活用で認知されないいじめが減ったり、相談しやすい環境が進んだりしたらとよいと思う。

会長
委員

- ・ほかに御意見・御質問はあるか。

- ・ヤングケアラーについて、今後豊田市で独自の調査をする予定はあるか。

事務局

- ・ヤングケアラーについては、重層的支援体制で各部署が子どもたちの状況をつ

- かみ、対応していく形になると考えている。現在は、必要な部分についての検討をしたり、仕組みを考えたりしている段階であるため、まだ決まっていない。
- 委員
- ・子ども食堂が現在28つほどあると思うが、その中から子どもや家庭のどのような課題をつかむことができるかが重要だと思う。ヤングケアラーにしても本人は気づかないことがあると思うので、地域福祉の中で拾い上げるためにはどうしたらよいかを考える必要がある。
- 会長
- 委員
- ・全体を通してほかに御意見・御質問はあるか。
 - ・先ほど、令和2年度から不登校が増えているという報告があった。いじめ・不登校対策委員会の話の中で、いじめと不登校を分けたという報告があったが、それはなぜか。また、豊田市の不登校は増えているのかどうか。今の不登校の中には、親が学校に行かせなくてもよいと考えている家庭が増えているように感じるのだが、教育委員会ではその状況をどのように捉えているか。
- 事務局
- ・1点目のいじめ・不登校対策委員会については、今までなぜかいじめと不登校がセットで考えられていた部分があったのだが、やはりいじめと不登校は違うものであると捉えられるようになった。いじめは減らさなければならぬ、あってはいけないものだが、不登校は悪いことではないという考え方に変わってきている。不登校については、もちろん学校に行けたらよいが、行かないという選択肢もありだという考え方に変わってきているため、なくさなければいけないいじめとは切り離して会合を行うようになった。
 - ・2点目の不登校は増えているかということだが、豊田市でも不登校は増えている。特にコロナの影響もあり、全国的にもここ2～3年の増加は多いが、豊田市でも令和2年度から令和3年度にかけては急激な増加をしている。
 - ・3点目の保護者の不登校に対する考え方については、明確な数字は把握していないが、確かに学校に行かせなくてもよいと考える保護者は増えているように感じる。文部科学省が令和元年度に出した通知において、不登校の子が学校に復帰することのみをゴールとしなくてよいという方針が出ている。そのため、今まで何が何でも学校に行かせなければいけないという考え方だったものが、今は本人が心を休ませる場所や時間を認めているという形になっている。ただ、社会的自立をすることも必要であるため、一人ひとりの様子を見て、なぜ不登校になっているのか、何がしたいのかを学校を通して把握し、その子に合った支援をしていくことが重要だと考えている。学校に復帰することが必要な子にはそのように支援をするし、まだ少し休んだほうがいい子には別室登校か、パルクとよたか、家庭か、などの選択肢を学校と保護者の方や教育委員会で相談しながら、その子に合った支援を行っていく。保護者の方の考えも考慮しながら、対応していきたい。
- 委員
- ・最近「学校離れ」という言葉があるのを聞いた。一人ひとりの人権を尊重し、不登校の子を学校に戻すだけではなく、ゆったりと休息する時間があると、子どもが満たされてくるという傾向があると思う。学校の集団生活の中だけで社会性が身につくのではなく、地域で色々なことを経験し、様々な人と出会うことでも身につくと思うので、地域の一人ひとりが関心を持って子どもを見ていくことが大切だと思う。わずかな時間だけでも子どもたちと話すことで見えてくるものがあると思う。子どもたちにとって親や先生だけではない、違う風が

- 吹くとよいこともあるかもしれない。
- 会長
委員
- ・ほかに御意見・御質問はあるか。
 - ・話が変わるが、コロナの影響で子ども会の活動がほとんどできない状況になっている。子ども会の役員は2～3年で交代してしまうため、活動していた時の状況ややり方がわからず、活動がなくなっていってしまうのではないかと懸念している。また次世代育成課とも相談させてほしい。
- 事務局
- ・豊田市子ども会育成連絡協議会と検討しなければならない内容だと感じている。子ども会やジュニアクラブにおいて団体が減っていく中でどのように対応すべきか、また話し合いをさせてほしい。
- 会長
- ・以上をもって、令和4年度第1回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の議事を終了させていただく。それでは事務局にお返す。

5 その他

- 事務局
- ・最後に、事務局から情報提供をさせていただく。
 - ・子どもの権利についての普及や意見交換の場として、市民団体中心に各地で開催されてきた子どもの権利条約フォーラムが令和5年度に豊田市で開催されることになった。そのプレフォーラムを8月20日に行うため、興味があればお越しいただきたい。また、10月にも子どもアドボカシーについて語り合う場を予定しているため、子どもに関わる皆さんにぜひお越しいただきたい。
 - ・そのほか、委員のみなさまから情報提供いただくものはあるか。
- 委員
- ・梅ヶ丘学園にて、愛知県から委託を受けて里親啓発事業を開始したので御紹介させていただく。梅ヶ丘学園では、社会的養護が必要なお子さんの受入れをしているが、国の方針として里親に移行していこうという話になっている。全国の各施設では職員が足りず、複数のお子さんを同時に見なければならぬという状況も出てきてしまっているため、養育里親を増やすという動きになっている。里親の登録を増やすのはもちろんだが、地域の中で里親を認知してもらい、制度を受け入れてもらうことが大切だと感じている。
- 事務局
- ・そのほか、委員のみなさまから情報提供いただくものはあるか。
- 委員
- ・豊田市ボランティア連絡協議会にて、「不登校」「ヤングケアラー」「障がい者が働くということ」の3回の講座を企画している。もしまわりで関心のある方がいらっしゃれば、ぜひ御参加いただきたい。

6 閉会

- 事務局
- ・それでは、以上をもって令和4年度第1回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議を終了する。